

令和4年6月（第2回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第46号損害賠償の額を定める件外1件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第46号については全会一致をもって、議案第47号については賛成多数をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第46号損害賠償の額を定める件についてです。

これは、平成26年10月、宇部市立原保育園敷地内において発生した掲揚ポールの倒壊による人身事故に係る損害賠償の額を定めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、本件事故の掲揚ポールが倒れた理由についてただしたところ、ポールは高さ6メートルのアルミ製のものであったが、事故当日、保育園運動会が開催予定であり、掲揚ポールを起点に園舎4か所に運動会用の旗をロープでつなげていたところ、強風で当該ポールに過重な負荷がかかり、地表2メートルの部分で折れたと判断しているとのことでした。

次に、事故発生から示談に至るまで約8年という歳月を要した理由についてただしたところ、被害者家族とは謝罪も含め示談内容について面談を重ねていたが、被害者家族としては、当時8歳の子供が頭部を負傷し、成長に伴う今後の後遺症の影響が見通せないことや、このような事故が二度と起きてほしくないとの思いもあり、気持ちの整理がつくまで時間を要したためであるとのことでした。

次に、事故発生後、市は保育園等にどのような通知を行ったのかただしたところ、平成26年10月4日土曜日の事故発生後、直ちに同月6日付で市内の各保育施設や学童保育クラブ等に対し、ポール倒壊による事故について周知するとともに、併せて、保育施設内に設置されているポールや遊具等の安全確認や点検実施に関して周知を図ったとのことでした。

次に、保育施設等の遊具管理に課題があるが、そのメンテナンスはどのように実施しているのかただしたところ、まず、公立保育園においては、保育士が月1回の点検を実施し、年に1回はシルバー人材センターに委託し点検を行っている。さらに、建築基準法に基づき、特定建築物として、有資格者による点検を3年に1回実施している。また、当課においても、年に1回、現地に赴き安全性を確認しているところであるとのことでした。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号調停の成立についてです。

これは、平成29年6月、桃山中学校新体育館の建設予定地において発生した高圧ケーブル切断事故に係る損害賠償請求調停申立事件に関し、調停を成立させることについて、市議会の議決を求めるものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、このたびの切断事故の主な原因は、約48年前に埋設を許可した高圧ケーブルの埋設表示について、UBE株式会社側が地表に表示板等を設置していなかったことや、地下の表示シートを適切な位置に設置していなかったことにあるとする市の主張に対して、現場は実際どのようになっていたのかただしたところ、ケーブルなどの地下埋設物は、事故防止のため、基本的には、地表面に杭や看板等の設置や、地表とケーブルの中間点に表示シートの埋設がされていなければならないが、実際には、地表の表示板等が設置されておらず、また、表示シートもケーブル

ルに近接して設置されていたことから、工事関係者がケーブル埋設について認知できなかったことが事故の原因と捉えている。他方、UBE側としては、市の工事発注に当たり、48年が経過しているとはいえ、ケーブル埋設の事実を業者に告知しておけば事故が避けられたであろうことから、本件事故は市側に過失があるとの主張が行われたものであるとのことでした。

次に、本件に関し、裁判によって解決を図らない理由についてただしたところ、調停委員会の意見は、第三者機関として、公正中立な立場で判断されているものであり、訴訟になった場合も、このたびの調停の考え方は引き継がれるものと考えられること、また、本件が長期化すれば、遅延損害金の拡大による納税者の負担増大が危惧されることから、このたびの調停案の受入れを行うものであるとのことでした。

次に、今後の事故防止に対する取組についてただしたところ、行政財産使用許可に当たっては、行政財産使用の必要性について十分に精査するとともに、許可条件として、埋設位置を表示する標識柱等の設置を義務付けることで、再発防止を徹底しているとのことでした。

また、市が工事を発注する際には、施工業者へ許可埋設物の情報提供を徹底していくとともに、仮に埋設物がないことが判明している場所についても、業者側から市に対して積極的に問い合わせしていただくこととしているとのことでした。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。